

## 令和2年度特定非営利活動法人日本小児外科学会臨時評議員会議事録

日 時：令和2年9月19日（土） 11：35～12：35

場 所：都市センターホテル 3階 第一会場（コスモス）、Web会議形式併設

出席者：開会時、出席者数 142名

委任出席者数 125名 計267名

定刻通り田尻達郎理事長が開会宣言を行なった。定款第30条に定められた成立定足数159名（評議員318名の過半数）を充たしており、本評議員会の成立が確認された。

続いて注意事項として、閉会・退席時に出席票を提出するよう指示があった。

議長の選出：定款第29条により、田尻理事長が議長に選出された。

議事録署名人の選出：議長により、渡辺 稔彦（東海大学小児外科）、浦尾 正彦（順天堂大学附属練馬病院小児外科）両評議員が推薦され選出された。

### 議 事

#### 1. 特定非営利活動法定款の改正の件

田尻理事長より、本学会は2019年4月に一般社団法人（一社）新たに設立したが、前身のNPOが並立する状態が当初の予想より長く今後も数年間続くため、一社設立に当たって改正した一社の規則に合わせるようNPO法人の定款・施行細則の齟齬を修正するものであり、一度承認されている内容であることの説明があり、承認された。

以下、特定非営利活動法定款の改定箇所

第13条（1）理事 7名以上10名以下 → （1）理事 7名以上12名以下

第50条 理事会及び評議員会の議決を経て、 → 理事会の議決を経て、

#### 2. 特定非営利活動法定款施行細則の改正の件

田尻理事長より、現在、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、本学学術集会を始めほとんどの学術集会や様々な会議へ来場による出席が容易ではない状況が続いており、このような状況を踏まえて理事・監事等の役員選挙を、電子投票で行えるようにする必要があり、

今回の改正においては電子投票を行えるように最低限の条文の改正であることの説明があり、承認された。

以下、特定非営利活動法定款施行細則の改定・削除箇所

（改定）

第6条 議長 → 理事長

第7条 出席評議員の投票によるものとし、委任状による投票は、これを認めない。  
→ 第7条 評議員の投票によるものとする。

第19条 評議員の任期が始まる年度の前年度（以下、当該選挙年度と呼ぶ）の11月または12月に、評議員候補者に対する正会員の単記無記名投票によって行う。  
→ 第18条 期日は11月または12月とし、評議員候補者に対する正会員の単記

無記名投票によって行う。

第34条 理事会及び評議員会の議決を経て、→第33条 理事会の議決を経て、  
(削除)

第8条 役員の選挙は、理事、監事候補者、会長、副会長の順に行う。

### 3. その他

(1) 名誉会員、特別会員証授与式が行われ、田尻達郎理事長より、来場されている新特別会員の植村貞繁先生に会員証が贈呈され挨拶があった。また、来場がかなわなかった新名誉会員の前田貢作先生、新特別会員の秋山卓士先生、河野美幸先生よりビデオレターにて挨拶があり、新名誉会員の田口智章先生は次回の社員総会のご出席時にご挨拶を頂くことが説明された。

(2) 田尻達郎理事長より、第57回日本小児外科学会 学術集会 優秀論文賞の原著論文部門受賞者の大林樹真先生、症例報告部門受賞者の杉田光士郎先生の表彰が行われ、2名の先生より挨拶があった。

(3) 山高篤行会長より、第57回 JSPS Prize受賞者の矢本真也先生、町頭成郎先生の表彰が行われ、2名の先生より挨拶があった。

議長より、以上で予定されていた議題の審議がすべて終了した旨の宣言があり、閉会宣言が行われた。

(閉会時刻：12時35分)

以上

理 事 長 \_\_\_\_\_

議 長 \_\_\_\_\_

議事録署名人 \_\_\_\_\_

議事録署名人 \_\_\_\_\_